

chapter

1

第五次活動推進計画の構成

- 1 静岡県社会福祉協議会 第五次活動推進計画 基本理念の制定
- 2 静岡県社会福祉協議会 第五次活動推進計画 推進体系
- 3 SDGs（持続可能な開発指標）と第五次活動推進計画の関係



1 第五次活動推進計画の構成

1 静岡県社会福祉協議会 第五次活動推進計画 基本理念

1 本県における地域福祉を取り巻く現状と課題（詳細は2章、3章に記載）

最も大きな課題は人口減少への対応	
超高齢社会への対応	一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加 ⇒日常生活を支える仕組みづくり
価値観の多様化や地域のつながりの希薄化	社会的孤立、地域の福祉力が脆弱化 ⇒福祉教育、地域づくり（多分野連携）
課題の複合化・複雑化、制度の狭間	各分野の関係機関の連携が必要（包括的な 支援体制の整備、協働の中核機能）
福祉・介護人材の安定的な確保 (2025年の介護職員8千人不足)	イメージアップ、高齢者・外国人の介護人材 確保 等
誰一人取り残さない社会の形成と 高齢者、障害者、女性、外国人など、これまで以上に多様な人材の活躍が不可欠	



めざす社会の姿「地域共生社会の実現」

制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超越して『丸ごと』つながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現

基本理念

地域共生社会の実現をめざし、 多様な主体の参画による地域福祉を推進します

※基本理念とは、組織の姿勢や進むべき方向性を明確化するものである。(組織の存続原点、使命)

1 地域福祉の推進を目的とする県社協の役割（機能）

1 広域機能

社会全体として取り組んでいくべき重要な課題や、市町段階では容易に取り組めないような困難性の高い課題への対応

2 専門機能

地域における利害調整等を行う「第三者機関」の役割や、単独の事業者では完結できないような専門的な課題への対応（経営支援、人材確保・育成）

3 政策提言・連絡調整機能

地域間格差を解消していくような情報提供と調整、情報共有の場づくり、政策提言

4 情報提供機能

全国各地の情報や新たな課題への対応事例、そのノウハウなどを収集し、提供

計画推進期間：令和2年(2020年)4月～令和7年(2025年)3月の5年間

基本理念

地域共生社会の実現をめざし、
多様な主体の参画による地域福祉を推進します

基本目標1

地域福祉を支える
仕組みづくり

地域共生に資する住民主体の地域力強化及び包括的な支援体制の構築を、広域的な見地から推進します

実施目標1 住民主体による地域力の強化を推進します

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進します

実施目標2 多機関協働による包括的な支援体制の構築を支援します

総合相談体制を構築するとともに、問題を解決するための伴走型支援の拡充や官民協働による支援活動を推進します

実施目標3 地域共生の基盤となる市町社協を支援します

地域の最前線で地域福祉の推進をリードする、市町社協の経営基盤の強化及び総合力を活かした活動の活性化を支援します

基本目標2

地域福祉を支える
組織・人づくり

地域共生に資する福祉サービスの質の向上及び福祉・介護人材の確保・育成支援を推進します

実施目標1 社会福祉事業者等を支援します

社会福祉事業者等の経営基盤の強化とともに、複数の社会福祉法人等が連携・協働して、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進を図ります

実施目標2 福祉サービスの担い手の確保と育成を支援します

福祉の仕事のイメージアップを図ると共に、関係団体との連携を深め、多様な人材確保や就労環境の改善に資する担い手の育成の支援に努めます

基本目標3

災害福祉支援
体制づくり

地域共生に資する総合的な福祉救援活動の体制整備を平時から推進します

実施目標1 災害に備えた支援体制を構築します

県内全域を対象としたボランティア活動の支援と、要配慮者支援を一体的に展開する災害時の広域支援体制を構築します

実施目標2 災害時の市町社協を支援します

市町社協が災害支援活動に専念できるよう、社協ネットワークを活かした重層的な支援体制を構築します

基本目標4

地域福祉を支える
県社協の基盤づくり

地域共生に資する県域の地域福祉推進の中核として、基盤づくりを推進します

実施目標1 組織・経営強化を図ります

多様な主体の参画による組織体制、ガバナンス、安定的な経営基盤の強化とともに、様々な媒体を活用した情報収集と広報力の強化を図ります

実施目標2 「人財」育成を図ります

職員を「人財」として大切にし、目指す職員像・行動目標を作成し、職員のキャリアアップを支援する計画的な人材育成を図ります

大切に
する
視点

- ・誰一人取り残さない(no one will be left behind)
- ・「SDGs(持続可能な17の開発目標)」(貧困、保健、教育、ジェンダーなど)
- ・5つの特徴: 普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性

3 SDGs（持続可能な開発指標）と第五次活動推進計画の関係

- 1 持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「SDGs」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。
- 2 第五次活動推進計画に掲げる基本目標に基づく取組の推進が、誰一人取り残さない社会形成等のSDGsの目標につながります。

- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsの目標（一部）

- ① 貧困（あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ）
- ② 保健（あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する）
- ③ 教育（すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）
- ④ ジェンダー（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）
- ⑤ 成長・雇用（生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する）
- ⑥ 平和（持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進）
- ⑦ 実施手段（持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する）

第五次活動推進計画基本目標	①貧困	②保健	③教育	④ジェンダー	⑤成長・雇用	⑥平和	⑦実施手段
①地域福祉を支える仕組みづくり	○	○	○	○	○	○	○
②地域福祉を支える組織・人づくり		○	○	○	○	○	○
③災害福祉支援体制づくり		○		○		○	○
④地域福祉を支える県社協の基盤づくり		○		○	○		○